

# 学 則

千葉敬愛短期大学

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本学は、建学の精神である「敬天愛人」の理念に則り、一人一人の学生の尊厳を重んじ、可能性を引き出す教育を行うとともに、教育内容として“子ども”の発達連続性及び教育と保育の関連性を重視した“子どもに関する総合的な学び”を標榜し、「敬天愛人」を自ら実践し得る、地域の初等教育・保育への使命感と奉仕の精神をもった人材の育成を目的とする。

### (名称及び保育士養成施設の位置)

第2条 本学は、千葉敬愛短期大学と称する。

2 本学は、千葉県佐倉市山王1丁目9番地に置く。

### (目的達成と評価)

第3条 本学は教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年改令第340号）第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検及び評価を行う項目とその実施体制については別に定める。

### (教育内容等の改善)

第4条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

## 第2章 学科・学生定員及び修業年限

### (学科・学生定員)

第5条 本学において設置する学科及び学生定員は次のとおりとする。

現代こども学科入学定員	入学定員	200人
	収容定員	400人

第6条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在籍することはできない。

## 第3章 学年・学期及び休業日

### (学 年)

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

### (学 期)

第8条 学年を分けて、次の2期とする。

- 一 前期 4月1日から9月20日まで
- 二 後期 9月21日から翌年3月31日まで

### (休業日)

第9条 休業日を、次のとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - 二 日曜日
  - 三 本学創立記念日 5月4日
  - 四 敬愛の日 6月3日
  - 五 春季休業 3月20日から3月31日まで
  - 六 夏季休業 8月5日から9月20日まで
  - 七 冬季休業 12月23日から翌年1月7日まで
- 2 必要ある場合、学長は、前項の休業日を変更することがある。
- 3 第1項に定める以外に、学長は、臨時の休業日を定めることができる。
- 4 第1項に定める春季休業、夏季休業、冬季休業の期間に保育実習を実施することがある。

### (授業期間)

第10条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

## 第4章 入学・再入学・休学・転学・退学・除籍

(入学の時期)

第11条 入学は毎学年度の始めに行う。

(入学資格)

第12条 本学に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 二 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 三 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
- 四 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者。
- 六 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- 七 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- 八 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第13条 入学志願者は、本学指定の書類を提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類については、別に定める。

(入学者の選考)

第14条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第15条 前条の選考により合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、第35条別表4に定める入学金を納入しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第16条 本学を退学した者または除籍となった者が再入学を願い出た場合、欠員のある時に限り教授会の議を経て学長が許可する。

2 再入学に関して必要な事項は別に定める。

(休学)

第17条 病気その他の事由により6ヶ月以上学習を中止しようとするときは、休学を願い出ることができる。

2 前項の休学願いについては、病気の場合は原則として本学学校医又は保健所長その他の医師の診断書を添え、その他の場合は詳細なる事由書を添えて提出し、教授会の議を経て学長が決定する。

(復学)

第18条 前条により休学の許可を受けた者が、その事由の止んだときは、復学することができる。

2 休学者は学年の始めでなければ復学することができない。

(休学の期間)

第19条 休学期間は通算して2年を超えることができない。

2 休学期間は第6条第2項の在学年限に算入しない。

(転学)

第20条 他の短期大学に転学しようとする者は、その旨を願い出、教授会の議を経て学長が決定する。

2 本学に転学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て学長が相当年次に入学を許可することがある。

(退学)

第21条 退学しようとする者は、その旨を願い出、教授会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

2 但し、疾病のため退学しようとする者は、第17条第2項の医師の診断書を添付しなければならない。

(除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- 一 第6条第2項に定める在学年限を超えた者
- 二 第19条第1項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 長期にわたり行方不明の者

## 第5章 卒業および学位の授与

(卒業)

第23条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、第30条別表1に定める教育課程から64単位を修得しなければならない。

- 2 前項に規定する所要の総単位を修得した者は、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。
- 3 卒業の認定は、学年末又は次年度前期末にこれを行うことができる。

(学位の授与)

第24条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第25条 本学において取得することができる免許状及び資格の種類は次のとおりとする。

現代子ども学科

小学校教諭二種免許状

幼稚園教諭二種免許状

保育士資格(175名)

学校図書館司書教諭資格

- 2 前項により取得することができる保育士資格は、第30条別表2に定める必要単位を修得するものとする。
- 3 第1項により取得することのできる学校図書館司書教諭資格は、第30条別表3に定める必要単位を修得し、かつ、小学校教諭二種免許状を取得した者に対し申請後、修了証書が交付される。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第26条 本学は教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位は30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第27条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第28条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第26条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第26条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて45単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第29条 本学は、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修(以下「長期履修学生」という。)し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 長期履修学生の修業年限、授業料等の必要な事項は別に定める。

## 第6章 教育課程

(教育課程及び授業科目)

第30条 教育課程及び授業科目の種類、単位数は、別表1、別表2、別表3のとおりとする。

(単位の授与)

第31条 1科目に対する課程を修了した学生には、単位を与える。

- 2 単位の修得又は学科目の修了は、試験によりこれを認定する。
- 3 試験の方法については、別にこれを定める。

(単位の計算方法)

第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実験・実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(成績の評価基準)

第33条 試験等による成績の評価は、A A、A、B、C、Dの5段階とし、Dを不合格とする。

2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成績	評価
100～90点	A A
89～80点	A
79～70点	B
69～60点	C
59～0点	D (不合格)

## 第7章 検定料、授業料、入学金、その他の費用

(入学検定料)

第34条 入学志願者は、別表4に定める入学検定料を納付しなければならない。

(入学金・授業料等の納入)

第35条 入学金、授業料、施設費、実習費及び教育充実費は、別表4に定める額を納入しなければならない。

2 授業料は次の2期に分けて納入するものとする。ただし特別の事情があると認められる者は、延納願の提出により延納を認めることがある。

前期納入 4月

後期納入 9月

(納入した授業料等)

第36条 既納の授業料、入学検定料、入学金及びその他の学費は、理由の如何を問わず返還しない。

(休学期間の授業料)

第37条 休学を許可された者は、休学期間中の授業料は半額を免除する。

(退学及び停学の場合の授業料)

第38条 学年の途中で退学又は除籍された者の当該期間分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第39条 学年の途中で卒業する見込みの者の授業料は別に定める。

(奨学金)

第40条 奨学金に関する規程は別にこれを定める。

## 第8章 職員組織及び職務

(職員組織)

第41条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師又は助教、助手、事務職員、その他の職員を置く。

2 学長は校務を掌り所属職員を統督する。

3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

4 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

5 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

6 講師は、教授又は准教授に准ずる職務に従事する。

7 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

8 助手は、その所属する組織において教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

9 事務職員は事務に従事する。

## 第9章 教授会

(教授会)

第42条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の講成)

第43条 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

2 前項の教授会に関する規程は、別に定める。

## 第10章 科目等履修生・特別聴講生・外国人留学生・委託生

(科目等履修生)

第44条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、科目等履修生として学長が履修を許可することができる。

2 科目等履修生には、本学学則第31条、第32条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講生)

第45条 本学は他の短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む)との協議により、当該短期大学等の学生を特別聴講生として学長が本学の授業科目の聴講を許可することができる。

2 本学は、教育目的を達するに必要と認めるときは、学生に他の短期大学又は大学において特別聴講生として科目を履修することを認め、当該短期大学又は大学において修得した単位は30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

3 特別聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第46条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上外国人留学生として学長が入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第47条 公共機関その他から委託生としての入学の申し出のあるときは、本学の教育、研究に支障のない限り、選考のうえ、教授会の議を経て学長が委託生として入学を認めることがある。

2 委託生に関する事項は、別に定める。

## 第11章 附属施設及び学生寮

(附属施設)

第48条 本学に敬愛大学・千葉敬愛短期大学メディアセンター、並びに千葉敬愛短期大学総合子ども学研究所を置く。

2 前項の附属施設に関する事項は、別に定める。

(学生寮)

第49条 本学に学生寮を置くことができる。

2 学生寮に関する規定は、別に定める学寮の寮則による。

## 第12章 賞 罰

(褒 賞)

第50条 学生の褒賞に関する規程は、別に定める。

(罰 則)

第51条 学生がその本分に違反した場合に、学長は調査委員会を設置し、慎重に調査・審議し、教授会の議を経て懲戒を行う。

2 懲戒の種類は、訓告、停学、退学とする。

3 処分の手続き及び調査委員会は別に定める。

## 第13章 公開講座

(公開講座)

第52条 地域社会の教養を高め地域社会文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する規程は、別に定める。

附 則

1. この学則は、昭和25年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

2. 昭和42年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、昭和46年4月1日から施行する。  
2. 昭和45年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、昭和48年4月1日から施行する。  
2. 昭和47年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、昭和49年4月1日から施行する。  
2. 昭和48年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、昭和50年4月1日から施行する。  
2. 昭和49年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、昭和51年4月1日から施行する。  
2. 昭和50年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、昭和52年4月1日から施行する。  
2. 昭和51年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、昭和53年4月1日から施行する。  
2. 昭和52年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、昭和54年4月1日から施行する。  
2. 昭和53年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、昭和55年4月1日から施行する。  
2. 学則中第21条、第23条については、昭和54年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、昭和56年4月1日から施行する。  
2. 学則中第21条、第23条については、昭和55年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、昭和62年4月1日から施行する。  
ただし、昭和62年度総定員は第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

昭和62年度 250名

附 則

1. この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成2年4月1日から施行する。  
ただし、平成2年度総定員は第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

平成2年度 450名

2. 学則中第21条、第23条については、平成元年以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成4年4月1日から施行する。  
2. ただし、学則第4条に規定する国際教養科の入学定員は第4条の規定にかかわらず、平成11年度までの間は、次のとおりとする。

区分 \ 年度	平成4年度		平成5年度 ～ 平成10年度		平成11年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
国際教養科	200名	350名	200名	400名	200名	350名

附 則

1. この学則は、平成5年4月1日から施行する。  
2. 学則中第27条について、平成4年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成9年4月1日から施行する。  
2. 第4条の規程にかかわらず、国際教養科は平成10年3月31日に在籍する学生がいなくなるまで存続するものとする。  
この場合、国際教養科の入学定員は次のとおりとする。

	年度	平成9年度	
区分		入学定員	収容定員
	国際教養科		200名

附 則

1. この学則は、平成10年4月1日から施行する。  
2. 学則中第27条について、平成9年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成12年2月15日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成12年4月1日から施行する。  
2. 学則中第27条について、平成11年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成13年4月1日から施行する。  
2. 学則中第27条について、平成12年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成14年4月1日から施行する。  
2. 学則中第27条について、平成13年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成15年4月1日から施行する。  
2. 学則中第27条について、平成14年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成16年4月1日から施行する。  
2. 学則中第27条について、平成15年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成17年4月1日から施行する。  
2. 学則中第27条について、平成16年度以前に入学した者は、なお従前の例による。  
3. 学則中第32条について、平成16年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1. 学則中第22条については、平成17年12月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成18年4月1日から施行する。  
2. 学則中第27条について、平成17年度以前に入学した者は、なお従前の例による。  
3. 学則中第32条について、平成17年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。  
2. 第5条の規定にかかわらず、初等教育科は平成26年3月31日に在籍する学生がいなくなるまで存続するものとする。  
3. 平成26年度収容定員は、350名とする。

附 則

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。



別表 1 (第30条関係)

## 教育課程

授業科目の区分等	欄	授 業 科 目	開講 単位	開講年次・配当(単位)				履 修 方 法	卒業 要件 の単 位数
				必 修		選 択			
				1年	2年	1年	2年		
基礎 科目		倫 理 学	2			2		*必修8科目を含み12単位以上を修得しなければならない。	12
		自 然 科 学 入 門	2			2			
		文 章 表 現 法	2	2					
		敬天愛人・キャリアサポートⅠ	1	1					
		敬天愛人・キャリアサポートⅡ	1		1				
		教 育 問 題 解 説	2				2		
		日 本 国 憲 法	2	2					
		情 報 処 理	2	2					
		英 語 コミュニケーション	2	2					
		基 礎 体 育 講 義	1	1					
		基 礎 体 育 実 技	1	1					
	小 計	18		12		6			
教科 に 関 する 科 目		国 語 ( 書 写 含 む )	2	2				*小免取得者は、6科目以上(必修2科目を含む)について、それぞれ2単位修得しなければならない。	52
		社 会	2			2			
		算 数	2			2			
		理 科	2			2			
		生 活	2			2			
		音 楽	2			2			
		音 楽 ( 器 楽 Ⅰ )	2			2			
		音 楽 ( 器 楽 Ⅱ )	2				2		
		図 画 工 作	2			2			
		家 庭 体 育	2			2			
	小 計	22		4		18			
教職に 関する 科目	第二欄	教 師 論	2	2				*小・幼免取得者必修。	
	第三欄	教 育 原 理	2	2				*必修3科目6単位以上を修得しなければならない。	
		教 育 心 理 学	2	2					
		保 育 の 心 理 学	2			2			
		教 育 制 度	2	2					
		保 育 原 理 Ⅰ	2			2			
特 別 支 援 教 育	2			2		*小免取得者は特別支援教育を修得しなければならない。			

別表1 (第30条関係)

## 教育課程

授業科目の区分等	欄	授 業 科 目	開講 単位	開講年次・配当(単位)				履 修 方 法	卒業 要件 の単 位数
				必 修		選 択			
				1年	2年	1年	2年		
教 職 に 関 す る 科 目	第 四 欄	教育・保育課程論	2	2				*小免取得者は、必修3科目と道徳教育の理論と方法、特別活動の理論と方法、生徒指導法を修得することと、6科目以上の教科教育法に関する科目(音楽、図工、体育のうち2科目を含む)について、それぞれ2単位以上を修得しなければならない。	52
		国語教育法	2				2		
		社会教育法	2				2		
		算数教育法	2				2		
		理科教育法	2				2		
		生活教育法	2				2		
		音楽教育法	2				2		
		図工教育法	2				2		
		家庭教育法	2				2		
		体育教育法	2				2		
		道徳教育の理論と方法	2			2			
		特別活動の理論と方法	2				2		
		教育方法	2		2				
		保育内容総論	2			2			
	第 五 欄	保育内容の研究(健康)	2				2	*幼免取得者は、必修3科目と保育内容総論、幼児指導法を修得することと、保育内容の研究に関する科目のうち5科目(健康、言葉、人間関係、環境、音楽表現)を修得しなければならない。	
		保育内容の研究(言葉)	2				2		
		保育内容の研究(人間関係)	2				2		
		保育内容の研究(環境)	2				2		
		保育内容の研究(音楽表現)	2				2		
		障害児保育	2				2		
		生徒指導法	2			2			
		教育相談(カウンセリング含む)	2		2				
	第 六 欄	幼児指導法	2			2			
		教育実習Ⅰ	1	1				*子・幼免取得者は、3科目6単位を習得しなければならない。	
	教育実習Ⅱ	1				1			
		教育実習Ⅲ	4				4		
	保育・教職実践演習	2				2	*子・幼免取得者必修。		
	小 計	68	15		53				
合 計		108	31		77		64		

## 保育士養成課程(必修科目)

告示別表第1による教科目				当該養成施設における教科の開設状況等				
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
						必修	選択	計
目的保育に関する本質科目	保育原理	講義	2	保育原理 I	講義	2		2
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2		2
	児童家庭福祉	講義	2	児童家庭福祉	講義	2		2
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2		2
	相談援助	演習	1	相談援助	演習	1		1
	社会的養護	講義	2	社会的養護	講義	2		2
	保育者論	講義	2	教師論	講義	2		2
理解保育の対象の科目	保育の心理学 I	講義	2	保育の心理学	講義	2		2
	保育の心理学 II	演習	2	教育心理学	演習	2		2
	子どもの保健 I	講義	4	子どもの保健 I	講義	4		4
	子どもの保健 II	演習	1	子どもの保健 II	演習	1		1
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2		2
	家庭支援論	講義	2	家庭支援論	講義	2		2
方法保育に関する内容科目	保育課程論	講義	2	教育・保育課程論	講義	2		2
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	2		2
	保育内容演習	演習	5	保育内容の研究(健康)	演習	2		2
				保育内容の研究(言葉)	演習	2		2
				保育内容の研究(人間関係)	演習	2		2
				保育内容の研究(環境)	演習	2		2
				保育内容の研究(音楽表現)	演習	2		2
	乳児保育	演習	2	乳児保育	演習	2		2
	障害児保育	演習	2	障害児保育	演習	2		2
	社会的養護内容	演習	1	社会的養護内容 I	演習	1		1
保育相談支援	演習	1	保育相談支援	演習	1		1	
表現技術	保育の表現技術	演習	4	図画工作	演習	2		2
				音楽(器楽 I)	演習	2		2
				体育	演習	2		2
保育実習	保育実習 I	実習	4	保育実習 I (保育所)	実習	2		2
				保育実習 I (施設)	実習	2		2
	保育実習指導 I	演習	2	保育実習指導 I (保育所)	演習	1		1
				保育実習指導 I (施設)	演習	1		1
演習総合	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習	演習	2		2
合	計	52単位				60	0	60
						60単位(≧52単位)		

保育士養成課程 (選択必修科目)

告示別表第2による教科目				当該養成施設における教科の開設状況等					備考	
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数				
						必修	選択	計		
関する科目 ・保育の本質 解に育の 育の対 する象 科の目 理 方法育の に関す る内容 科・目 表現育の 技術	各指定保育士養成施設において設定		15 単 位 以 上	保育原理Ⅱ(指導計画案の作成)	講義		2	2	必修4科目8単位と選択科目から4科目8単位以上、合わせて16単位以上修得しなければならない。	
				保育原理Ⅲ(保育所保育指針の解説)	講義		2	2		
				教育相談(カウンセリング含む)	講義	2		2		
				児童文化Ⅰ	講義	2		2		
				児童文化Ⅱ	講義		2	2		
				幼児指導法	講義	2		2		
				社会的養護内容Ⅱ(生活環境等)	講義		2	2		
				社会的養護内容Ⅲ(心身の障がい等)	講義		2	2		
				住宅保育	講義		2	2		
				音楽(器楽Ⅱ)	演習	2		2		
リズムック	演習		2	2						
保 育 実 習	保育実習Ⅱ	実習	2	保育実習Ⅱ(保育所)	実習		2	2	保育実習Ⅱ・保育実習指導Ⅱ および保育実習Ⅲ・保育実習指導Ⅲのいずれか2科目3単位を選択必修とする。	
	保育実習指導Ⅱ	演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習		1	1		
	保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅲ(施設)	実習		2	2		
	保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅲ	演習		1	1		
合 計	18単位以上			28単位(≥18単位)			8	20	28	

保育士養成課程(教養科目)

告示による教科目				当該養成施設における教科の開設状況等				
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
						必修	選択	計
教養科目	外国語、体育以外の科目	不問	6以上	倫理学	講義		2	2
				自然科学入門	講義		2	2
				文章表現法	講義	2		2
				敬天愛人・キャリアサポートⅠ	演習	1		1
				敬天愛人・キャリアサポートⅡ	演習	1		1
				教育問題解説	講義		2	2
				日本国憲法	講義	2		2
	情報処理	演習	2		2			
	外国語	演習	2以上	英語コミュニケーション	演習	2		2
	体育	講義	1	基礎体育講義	講義	1		1
実技		1	基礎体育実技	実技	1		1	
合計		10単位以上		18単位(≥10単位)		12	6	18

学校図書館司書教諭資格課程

授業科目の区分等	科目名	開講単位	開講年次・配当(単位)				備考
			必修		選択		
			1年	2年	1年	2年	
学校図書館司書教諭	学校経営と学校図書館	2	2			*学校図書館司書教諭資格取得者は、必修5科目10単位を修得することと、小学校教諭二種免許状を取得すること。	
	学校図書館メディアの構成	2	2				
	学習指導と学校図書館	2	2				
	読書と豊かな人間性	2	2				
	情報メディアの活用	2	2				
合計		10	10				

## 入学検定料及び入学金等

項目 \ 学 科	現 代 子 ども 学 科	備 考
入 学 検 定 料	30,000円	
入 学 金	360,000円	初年次のみ
授 業 料	650,000円	(年 額)
施 設 費	216,000円	(年 額)
教 育 実 習 費	40,000円	初年次のみ
保 育 実 習 費	60,000円	初年次のみ（保育士）
教 育 充 実 費	30,000円	初年次のみ
備考 1. 授業料は、2回〔前期（4月）〕・〔後期（9月）〕分割制とする。 2. 入学金、施設費、実習費、教育充実費は、指定された期日までに納めること。 3. 第34条、第35条にかかわらず、試験入学者（推薦入学者を除く）で指定の期日までに入学の辞退を申し出た者には、入学検定料、入学金を除く納入金を返還する。		